

(2) 工事関係

- 準備書によると、準備工・土工事、基礎工事、躯体工事、仕上工事（内外装）、外溝工事、アンダーパス工事が予定されており、工事期間は15ヶ月が予定されている。
- 工事用車両の運行台数は最大時期で大型車260台/日、小型車504台/日とされており、その主要走行ルートは次のとおり計画されている。

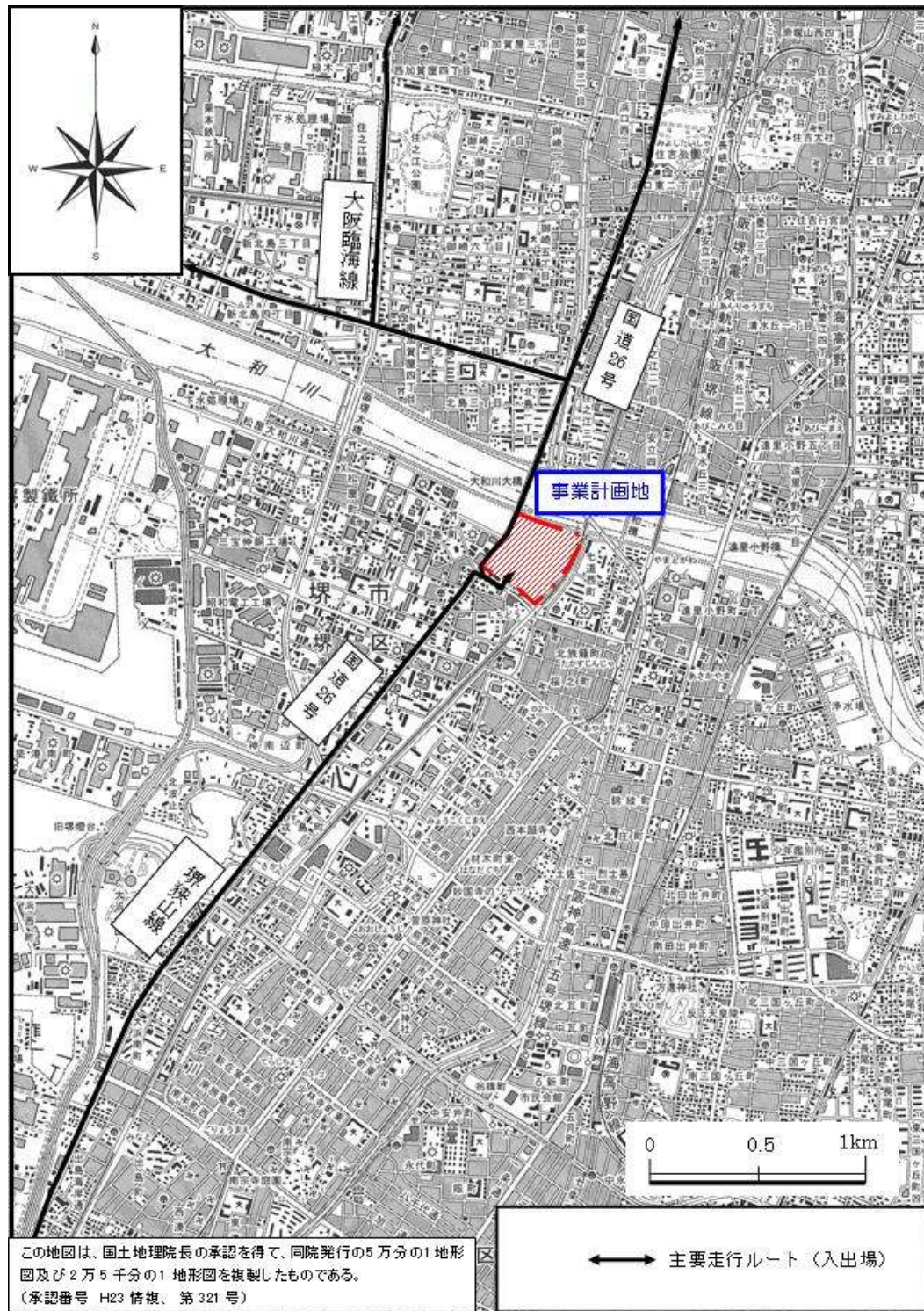


図 3-1-2-1 工事用車両の主要走行ルート

- 工事用車両の主要走行ルートとして阪神高速堺線・湾岸線利用のルートが示されていないことについて、事業者の説明を求めたところ、回答は次のとおりであった。

【事業者回答】

阪神高速堺線・湾岸線を利用する工事用車両もあるかと考えられますが、周辺の沿道住民にとって一般道路を使用するとの安全側にたった予測をするという考え方で図 6-1-4-1 に示しましたルート設定としました。

- 準備書によると、工事用車両の走行ルートは主に幹線道路を利用するとのことであるが、幹線道路以外の利用の可能性及びそのルート等について事業者の説明を求めたところ、回答は次のとおりであった。

【事業者回答】

事業計画地周辺では幹線道路以外利用はしません。

- 工事用車両の主要走行ルートについては、事業計画地周辺では幹線道路以外利用はしないこと、安全側にたった予測をする考え方で設定されていることから、特段の問題はないと考えられる。

- 準備書によると、工事用車両の運行に当たってはエコドライブを推奨することであるが、大気汚染物質及び温室効果ガス排出の最大限の削減のため、単に推奨するのみではなく、その実践を確保する必要があると考えられるため、事業者の見解を求めたところ、回答は次のとおりであった。

【事業者回答】

工事用車両に対するエコドライブの実践のため、以下の方策を考えています。

方策 1：工事発注用の仕様書において、請負会社エコドライブを実施するように指示します。

方策 2：より積極的にエコドライブを推進するため、工事発注に際して、請負会社よりエコドライブのための提案を受け、その提案内容も含め請負会社を決定し、提案どおりエコドライブを実践させます。

- 工事用車両の運行について、工事発注用の仕様書において請負会社エコドライブを実施するように指示すること、より積極的にエコドライブを推進するため、工事発注に際して、請負会社よりエコドライブのための提案を受け、その提案内容も含め請負会社を決定し、提案どおりエコドライブを実践させることから、特段の問題はないと考えられる。

- 準備書によると、貨物自動車における積載率の向上、小型車等の乗車率の向上により、自動車台数の削減に努めるとされているが、運送事業者によりこれらの対策が着実に実施されるための担保策及び事業者としての履行状況の確認方法等について、事業者の説明を求めたところ、回答は次のとおりであった。

【事業者回答】

工事の工程計画の詳細設定に当たり、施工業者（請負業者）との綿密な工程調整を行い、

積載量の最適化や資材等の搬入車両と廃棄物の搬出車両の併用等による工事関連車両台数の削減計画を提出させます。さらに履行状況については、工事車両の出入台数を報告させます。

また低公害車による配送は、環境への配慮からも望ましいため、ハード対策として、運送事業者に対し、可能な限り低公害車による配送を行うよう指示します。

- 積載量の最適化や工事関連車両台数の削減等については、適切な担保策及び履行状況の確認が行われる予定であり、特段の問題はないと考えられる。また、低公害車による配送についても、運送事業者に指示するとされており、特段の問題はないと考えられる。

- 準備書によると、構造物の塗装には、可能な限り水性塗料等の低 VOC 塗料を使用し、その実効性が担保されるよう適切な措置を講じるとされているため、具体的な措置の内容について事業者の説明を求めたところ、回答は次のとおりであった。

【事業者回答】

工事の発注に際して塗装の仕様については低 VOC 塗料を使用するように細かく指定し、工事業者及び塗装業者に対しては現場において仕様を遵守するよう指導します。

- 低 VOC 塗料の使用については、工事の発注に際して塗装の仕様について細かく指定し、仕様を遵守するよう指導するとされていることから、特段の問題はないと考えられる。

- 準備書によると、低騒音型・低振動型の工法を可能な限り採用するとされているが、その具体的な工法について事業者の説明を求めたところ、回答は次のとおりであった。

【事業者回答】

低騒音型・低振動型の工法（低公害型工法）としては杭打ち作業、解体作業に対する工法を指すものと考えています。杭打ち作業（基礎工）では中掘工法、プレボーリング工法、アースドリル工法が上げられます。

（１）中掘工法

先端開放ぐいの中空部を利用してアースオーガでぐい先端地盤を掘削し、土砂を排土しながらぐいを沈設する工法。

（２）プレボーリング工法

事前にくい打ち箇所をアースオーガでプレボーリングし、既製ぐいを沈設する工法。

（３）アースドリル工法

場所打ちぐい工法で、80～170 cmの径で深さ約 40mまでに多く用いられる工法。振動はあまり問題ないが、騒音としては、エンジン音のほかバケット接地時など瞬間的にピーク音が発生するので、作業はていねいに行う必要がある。

- 低騒音型・低振動型の工法については、特段の問題はないと考えられる。

(3) 緑化関係

- 準備書によると、本事業における緑地面積は、緑化率 18.6%に当たる 17,100 m^2 を確保するとともに、この緑地面積に壁面緑化やソーラーパネルなどを加えた緑被率は、24.0%に当たる 24,715 m^2 を確保するとされている。

なお、緑化計画図は、次のとおりである。



図 3-1-3-1 緑化計画図

- 壁面緑化、壁式緑化の具体的な植栽・方式等について、事業者の説明を求めたところ、回答は次のとおりであった。

【事業者回答】

壁面緑化の種別は大きく分けて早期緑化型（竣工時にある程度の緑量を確保）将来緑化型（3～5年後に高さ5m程度の緑化を実現）に分かれます。今回の計画では外壁面により両タイプを使分けることで検討します。具体的な方式として早期緑化型は外壁面の前に鋼製のフレームを設置し、緑化専用の金物に生育した植物を専用ポットに入れて設置するタイプが一般的です。将来緑化型は外壁面に金属ワイヤーを取り付け、巻つる型の植物を登はんさせる緑化方式です。

壁式緑化とは建物の外壁面とは別に、外構部分にメッシュフェンス等を設置し、フェンス下部に緑化用プランターを配して、ヘデラ類等の巻つる型の植物を登はんさせる緑化です。

- 壁面緑化、壁式緑化の具体的な植栽・方式等については、特段の問題はないと考えられる。

- 準備書によると、垂直壁等の設置とその緑化も進めるとのことであるが、その具体的な内容について事業者の説明を求めたところ、回答は次のとおりであった。

【事業者回答】

右図（例）のように、植樹柵による緑化を考えています。歩行者の視線にあわせた緑化を配置することにより、緑視効果が高まると考えています。



- 垂直壁等の設置とその緑化については、特段の問題はないと考えられる。

- 植樹について、高木（689本以上）・中木（2,754本以上）・低木（6,885本以上）のそれぞれの主な種名、また、それらの種を選定することが樹木（生物）多様性の確保、固有遺伝子の攪乱の軽減につながるとする根拠について事業者の説明を求めたところ、回答は次のとおりであった。

【事業者回答】

現状樹種を選定には至っておりません。樹種については、学識経験者等とも相談し、決定していきたいと考えております。また、同じ木を植えるにしても、例えば九州の木を植えるより大和川流域の木を植えることが固有遺伝子の攪乱の軽減につながると考えます。

なおイオン堺北花田の主な樹種は以下のとおりです。

植樹本数 約70種、約14,000本

<主な樹種>

高木 20 種（アラカシ、スダジイ、シラカシ、ヤマザクラ他）

中木 20 種（イロハモミジ、ヤブツバキ、クロガネモチ、ヤマモモ＞

低木 30 種（カンツバキ、サザンカ、クチナシ、サツキ、ジンチョウゲ他）

- 準備書によると、簡易なシェードハウスを設置し、大和川流域固有種を苗木より生育させるとのことであるが、その設置場所及び規模（面積、生育量等）について事業者の説明を求めたところ、回答は次のとおりであった。

【事業者回答から抜粋】

現状請負業者も決定しておりません。実際の工事計画の詳細等が決定した時点で、工事に支障ない場所を選定したいと考えております。

- 樹種やシェードハウスの位置・規模等については、現時点で決定していないとのことであるが、樹種については学識経験者等と相談し決定するとされていること、シェードハウスの位置・規模等については工事計画の詳細等が決定した時点で、工事に支障ない場所を選定するとされていることから、特段の問題はないと考えられる。

- 準備書によると、自然淘汰だけではアメニティの高い緑地の保全は難しいため、適切な管理を行うとのことであるが、その具体的な管理方法について事業者の説明を求めるとともに、既存店舗において当該管理方法によりアメニティの高い緑地は保全できているか、具体的な事例について事業者の説明を求めたところ、回答は次のとおりであった。

【事業者回答】

開業時における植樹祭なども含め、住民参加型・協働型による緑地の管理を予定しています。植樹についてはイオングループ全体で既に 2011 年（平成 23 年）9 月現在で 963 万本の実績があります。

また植樹後の緑地管理の方法として、既存店舗では開業後に定期的に育樹祭を開催し、住民の参加による緑地の適切な管理（施肥、草取り）を継続的に行っている事例があり、鉄砲町地区においてもこのような先行事例の効果・有効性を踏まえ、適切に維持管理を行っていきたいと考えます。



- 既存店舗での住民参加・協働型管理による緑地の質の保全に対する効果・有効性について、事業者の説明を求めたところ、回答は次のとおりであった。

【事業者回答】

イオンでは横浜国立大学名誉教授の宮脇先生にご指導をいただいて植栽方法を採用し

ております。地域の自生している植物、樹木を選んで植樹し将来はイオンの森として位置づけております。地域住民の方に植樹していただくというような活動方法も採用しております。先生のお考えの中にメンテナンスというのは自然淘汰で、その地域の強いものが生き残るという考え方もあるのも事実ですが、ショッピングセンターという性格上、放置しておくわけにもいきません。先生にご指導賜りながら地域の方々と育樹祭を開催し、整備育成していく方針です。また地域の方が実際に植えた樹木が成長していくわけでより愛着も持っていただけるのではないかと考えています。

- 屋外空間における緑化について、その質を高く維持するために、必要に応じて専門家の意見を聞き、適切な維持管理を行う必要がある。

- 植樹祭については、単に木を植樹するだけではなく、地域の植生の歴史も含めた樹種の選定理由等について啓発が行われるものであるのか、事業者の説明を求めたところ、回答は次のとおりであった。

【事業者回答】

イオンの植樹祭では、過去の式典において植樹の効果・方法（詳しい木の種類や植え方）についてお話ししています。

本事業計画においても、ご指摘のとおり、ただ木を植樹するだけではなく、樹種の選定理由、植樹の意味・効果などについてもお話ししていきたいと考えます。

- 植樹祭においては、樹種の選定理由、植樹の意味・効果などについても話をするとのことであり、望ましい取り組みである。

- 準備書によると、緑化パーキングの方式については、タイヤ圧などにより発生する芝枯れに伴う景観の低下を避けるため、車止めより後方を緑化する計画であるとされている。
- 緑化パーキングを屋上駐車場に導入できない理由について、事業者の説明を求めたところ、回答は次のとおりであった。

【事業者回答】

屋上駐車場部分については駐車区画の上部に太陽光パネルの設置を予定しており、緑化パーキングの導入は植物の生育上難しいと思われます。

- 緑化パーキングの方式及び屋上駐車場に緑化パーキングを導入できない理由については、やむを得ないと考えられる。

(4) 地球環境配慮・省エネルギー関係

- 準備書によると、本事業では、最新の省エネ、省資源システムの積極的な導入を図るなど、既存店から更に進化した、環境モデル都市・堺に相応しいエコストアの形成を図るとされている。
- 既存店における省エネ対策の内容について、事業者の説明を求めたところ、回答は次のとおりであった。

【事業者回答から抜粋】

既存店舗では以下のものが導入されています。

メガソーラシステム、エネルギーマネジメントシステム、再生カーペット、Lowペアガラス、光ダクト、せせらぎの森、店舗周辺への植樹、イオンふるさとの森、木材ルーパー、ドライミスト打ち水ベープ、グラスパーキング、雨水の散水利用、エスカレータ感知センサー、壁面緑化、屋上緑化、LED照明、LEDサイン、電気自動車充電設備、エコインフォメーション、店頭紙パック・トレイ等のリサイクル回収、マイバック・マイバスケット等持参運動（レジ袋有料化）、リターナブルコンテナ・農産コンテナ・リユースハンガー利用、マネキン・ペットボトルボディ、再生素材車止め、再生ゴム製バリカー、エコ自販機、節水型トイレ

- 本事業における省エネ対策として、導入が決定しているもの、検討中のものについて、事業者の説明を求めたところ、回答は次のとおりであった。

【事業者回答から抜粋】

- ・導入が決定しているもの

メガソーラシステム、再生カーペット、Lowペアガラス、光ダクト、店舗周辺への植樹、イオンふるさとの森、打ち水ベープ、グラスパーキング、エスカレータ感知センサー、壁面緑化、屋上緑化、LED照明、LEDサイン、電気自動車充電設備、エコインフォメーション、店頭紙パック・トレイ等のリサイクル回収、マイバック・マイバスケット等持参運動（レジ袋有料化）、リターナブルコンテナ・農産コンテナ・リユースハンガー利用、マネキン・ペットボトルボディ、再生素材車止め、再生ゴム製バリカー、エコ自販機、節水型トイレ

- ・検討中のもの

エネルギーマネジメントシステム、せせらぎの森、木材ルーパー、ドライミスト、雨水の散水利用

- 本事業における「既存店から更に進化した」部分の具体的内容について、事業者の説明を求めたところ、回答は次のとおりであった。

【事業者回答】

現在、経産省「平成24年度スマートコミュニティ構想普及支援事業」による、下水再生水の活用を含むEMS（エネルギー・マネジメント・システム）の実現可能性の検討を集中的に進めている状況です。

- 「平成24年度スマートコミュニティ構想普及支援事業」での現在の検討状況について、事業者の説明を求めたところ、回答は次のとおりであった。

【事業者回答】

経済産業省「平成 24 年度スマートコミュニティ構想普及支援事業」の主な検討内容は以下のとおりであり、現在、その成果の取りまとめ作業を進めています。

① 下水処理再生水（下水熱）利用について

- ・下水熱利用システムの検討及び実現性評価と費用対効果シミュレーション
- ・下水熱を利用した躯体蓄熱（暖房）の実現性評価
- ・下水処理再生水に二次的利用による効果

② CEMS（コミュニティ・エネルギー・マネジメント・システム）について

- ・CEMS システムの構成検討とメリット・デメリットの整理
- ・CEMS システムの費用対効果シミュレーション

上記システムの実現には様々な課題を伴いますが、事業者としては平成 24 年度の検討成果をベースに、特に①下水処理再生水利用の実現化に向けて、利用水量や新たな管敷設について堺市と協議を進めていきたいと考えています。

- 仮に上記回答の内容が実施不可の場合、「既存店から更に進化した」部分は無いこととなるのか、事業者の見解を求めたところ、回答は次のとおりであった。

【事業者回答】

事業者としては、現在検討している下水処理再生水の活用ならびに BEMS、CEMS システムの導入を重要な課題として認識しており、別の「既存店から更に進化した」対策を検討している状況ではありません。ただし仮にこれらの対策が実施困難な場合でも、店舗単体としての BEMS システムの導入については実現化に向けて検討していきたいと考えます。

- BEMS（ビル・エネルギー・マネジメント・システム）については、既存店においても導入されている事例があることから、本事業においても、エネルギーを効率的に利用し、温室効果ガス排出量を最大限低減するため、既存店舗における事例も踏まえ、BEMS を導入する必要がある。また、熱利用を含めた下水処理再生水の利用等についても、その実現に向けて積極的に検討を進める必要がある。

- 準備書によると、本事業では 1,160kW の太陽光発電設備の設置が計画されているとのことである。

- 最新型の既存エコストアの太陽光発電設備の規模について事業者の説明を求めたところ、回答は次のとおりであった。

【事業者回答】

2008 年以降のエコストアに設置されている太陽光発電設備の規模は以下のとおりです。

年度	店 名	ソーラーシステム
2008	イオン苫小牧 SC	88.4kw
	イオンレイクタウン	487kw
	イオン日吉津 SC	100kw
2009	イオン土浦 SC	130kw
2010	イオン伊丹昆陽 SC	1,160kw

- 本事業における太陽光発電設備の規模は、最新のエコストアと同等であり、特段の問題は

ないと考えられる。

- 施設屋上における太陽光発電設備の具体的な設置範囲について、事業者の説明を求めたところ、回答は次のとおりであった。

【事業者回答から抜粋】

太陽光パネルの設置位置の詳細は未定ですが、屋上の搭屋部分を除く場所に架台を設けて、パネルを設置しその下を屋上駐車場として利用することの他、南側の壁面に一定規模の太陽光パネルを設置する必要があると考えています。

屋上駐車場に設置を予定しています太陽光パネルは駐車区画の上部に設置し、車路部分には設置しません。また、簡易立体駐車場の屋上には設置する予定はありません。

- 1,160kW の太陽光発電設備の設置に必要な面積及び屋上・壁面の設置可能位置で当該面積を賄えるかについて事業者の説明を求めたところ、回答は次のとおりであった。

【事業者回答】

1,160kW の太陽光パネルを設置するために必要な面積はイオンモール伊丹昆陽店では約 8,000 m²で、本施設計画でも屋上・壁面の設置可能位置で当該面積を賄えるものと考えています。

- 太陽光発電設備の方角、設置方式について、事業者の説明を求めたところ、回答は次のとおりであった。

【事業者回答】

イオンモール伊丹昆陽店と同じ設置方式（架台にパネルを設置）とします。屋上に設置する太陽光発電設備は発電効率が最も高い、真南、傾斜角 30 度で設置する予定です。

真南を 100%とした場合、北は約 66%、東・西約 85%、東南・南西約 96%の発電量になります（大阪市・傾斜角 30 度のケース）。

- 太陽光発電設備の設置範囲、方角、方式等については、特段の問題はないと考えられる。

- 全体の消費電力量に対する太陽光発電の効果について、事業者の説明を求めるとともに、単に太陽光発電設備の導入のみではなく、施設でのエネルギー使用量の多い部分を明確にし、当該部分に対して適切な対策を採っていることを明らかにするよう事業者を求めたところ、回答は次のとおりであった。

【事業者回答】

電気使用量の大半を占めているのは、「空調と照明」です。これらについては、高効率空調機（ヒートポンプなど）、高効率照明器具（LED 照明）等の省エネルギー技術を採用します。太陽光発電はこれらに加えて追加的対策として実施するものであり、全体の年間電力消費量約 25,463Mwh に対し、1,160Kw の太陽光発電システムでは年間 1,200Mwh の発電量が見込まれ、消費電力の約 4.7%を賄うことができます。

- 施設でのエネルギー使用量の多い部分については適切な対策が採られていること、太陽光発電設備の設置による効果は消費電力の約 4.7%と、一定の効果が認められることから、特段の問題はないと考えられる。

- 準備書によると、熱源はすべて電力とし、集中熱源方式を採用するとのことであるが、その規模、方式等の具体的内容、また、非常用の自家発電設備の設置計画について事業者の説明を求めたところ、回答は次のとおりであった。

【事業者回答】

集中熱源方式による空調対象面積は約 53,000 ㎡となります。方式は昼間の電力ピーク負荷削減を考慮し、氷蓄熱方式にて計画しております。冷凍機はターボ型冷凍機若しくはスクリー型冷凍機とします。

非常用の自家発電設備は防災設備の非常用電源設備として設置します。防災負荷の容量範囲内で保安動力負荷（給排水設備等）へ供給します。

- 集中熱源方式の具体的内容、非常用自家発電設備の設置計画については、特段の問題はないと考えられる。

- 電気自動車の駐車枠について、実施計画書段階では、「200V 普通充電器を 3～5 基設置予定で専用駐車枠とする」との回答があったが、具体的な専用駐車枠の位置について事業者の説明を求めたところ、回答は次のとおりであった。

【事業者回答】

具体的な位置については決定しておりません。

- 電気自動車の専用駐車枠の具体的な位置は決定していないとのことであるが、電気自動車の普及促進の観点からは、可能な限り店舗入口に近い場所に設置することが望ましいと考えられるため、事業者の見解を求めたところ、回答は次のとおりであった。

【事業者回答】

現状電気自動車への電力の供給は登録制を取っています。事前登録ある車両に無償電力を供給しています。したがって、電気の供給を受けたい来客は一旦店舗の方に申し出ていただく必要があり、管理上も店舗入り口に近い場所の方が望ましいということになります。

また多くの方に電気自動車専用駐車場があることを知っていただき、多くの方に利用して頂くためにもご指摘の通り、店舗に近い方が良いと考えます。

- 電気自動車の専用駐車枠の具体的な位置は決定していないが、その位置等の考え方については、特段の問題はないと考えられる。

2 環境影響評価項目の選定

- 準備書によると、施設の存在については、日照障害、電波障害、自然景観、景観が、施設の供用については大気質、騒音、振動、低周波音、悪臭、光害、人と自然との触れ合い活動の場、地球環境、廃棄物、安全が、工事の実施については大気質、騒音、振動、地球環境、廃棄物・発生土、安全が、それぞれ環境影響評価項目として選定されている。
- 環境影響評価項目として選定されていない環境要素について検討を行った結果は次のとおりである。

① 水質

- 水質については、工事中に発生する排水は濁水処理等を行った後下水道に放流すること、施設の供用に伴う排水は公共下水道に放流することから、公共用水域への排水の放流は行わないことから、環境影響評価項目として選定されていない。
- 工事中に発生する濁水の具体的な処理方法及び濁水には雨水及び湧水も含まれるのかについて、事業者の説明を求めたところ、回答は次のとおりであった。

【事業者回答から抜粋】

濁水の処理はノッチタンクにて沈殿分離を行い、上水を下水道へ排水します。

濁水には雨水及び湧水は含まれませんが、建設工事において杭工事及びコンクリート打設工事等で発生した濁水が混ざってしまった場合は濁水として取り扱う必要があります。濁水でない雨水及び湧水は下水道への排水とします。また、雨水の発生量は市の基準を遵守した降雨強度にて計画を行います。

- 上記回答について、濁水でない雨水及び湧水が事業計画地外に流出することはないものと解してよいか、事業者の見解を求めたところ、回答は次のとおりであった。

【事業者回答から抜粋】

雨水及び湧水が事業計画地外に流出する恐れがある場合は、敷地周辺に排水溝を掘り、その末端部に沈砂池を設け、泥を沈殿させ上澄みを下水道へと排水します。

- 施設の供用に伴う排水について、準備書によると、厨房排水にはグリーストラップを設けることや飲食テナント及び後方作業の排水には除外施設を設けることとされているが、その規模、方式等の具体的内容について事業者の説明を求めたところ、回答は次のとおりであった。

【事業者回答】

グリーストラップは各厨房等の油類並びにSS（排水浮遊物）が発生する箇所に100～150ℓの容量のものを各々に設置して1次処理をします。除害施設はグリーストラップにて1次処理された厨房排水を集約し、曝気方式にて再度処理（2次処理）します。容量としては、約350～500m³/日の処理能力を持つ施設になります。

本来はグリーストラップの1次処理のみとなりますが、各店舗での適正な清掃を怠った時などを考慮し、再度処理を行うようにしています。

- 以上より、水質を環境影響評価項目として選定しないことについては、特段の問題はないと考えられる。

② 地下水・地盤沈下

- 地下水については、地下水を汚染するような工法、行為及び施設設置を行わないため、地下水汚染は考えられないこと、また、地盤沈下については、地下掘削工事において遮水性の高い土留壁を構築すること等により側方及び下方からの地下水の発生を抑制するため、地下水位の低下及びそれに伴う地盤沈下が生じるおそれはなく、供用時においても地下水のくみ上げは行わないことから、環境影響評価項目として選定されていない。
- 遮水を含めた基礎工事の具体的な工法について事業者の説明を求めたところ、回答は次のとおりであった。

【事業者回答から抜粋】

基礎工事は地盤や地下水位の調査結果に基づき、掘削深さに応じた遮水及び揚水工法を選定します。

遮水工法は止水壁を構築し、遮水壁内の地下水をくみ上げドライワークを行います。

揚水工法は地下水の水量に応じた、排水装置を設け工事を行います。

薬剤注入等の採用予定はありません。

- 事業計画地周辺には行基との関連も語られる「千日井」などがあるため、井戸水等の地下水脈についての環境影響評価は必要ないか事業者の見解を求めたところ、回答は次のとおりであった。

【事業者回答から抜粋】

地下水脈に影響のある工事としては大規模な造成工事や大規模な建築地下躯体工事が考えられます。今回の計画では地下駐車場等の大規模な地下階はありませんので問題ないと考えています。

- 以上より、地下水及び地盤沈下を環境影響評価項目として選定しないことについては、特段の問題はないと考えられる。

③ 土壌汚染

- 土壌汚染については、本事業計画地は、土地所有者により土壌汚染の調査、汚染の除去が既に行われた土地であること、本事業の計画では商業用地として利用する予定であるため、事業計画地内で土壌汚染を伴うような物質の利用は一切なく土壌への影響はないことから、環境影響評価項目として選定されていないが、特段の問題はないと考えられる。

④ 風害

- 風害については、高層建築物でないことから、環境影響評価項目として選定されていないが、特段の問題はないと考えられる。

⑤ コミュニティの分断

- コミュニティの分断については、本計画地は工場の跡地であり面積も増加せず、新たに地域を分断するような計画ではないことから、環境影響評価項目として選定されていないが、特段の問題はないと考えられる。

⑥ 気象・地象・水象

- 気象・地象・水象については、高層建物ではなく、かつ大規模な地形の改変も伴わないこと、地下掘削工事により地形・地質の状況を著しく変化させないこと、河川等の改変はなく、排水は公共用水域には放流しないことから、環境影響評価項目として選定されていないが、特段の問題はないと考えられる。

⑦ 陸域生態系

- 陸域生態系については、事業計画地は市街地に位置し、動物・植物の生息・生育環境を改変しない計画であることから、環境影響評価項目として選定されていない。
- なお、配慮計画書段階の現地調査において、チョウゲンボウの飛来が確認されたことから、事業者により現地調査が実施されたが、その結果については、実施計画書段階で次のとおり回答されている。

【事業者回答】

調査の結果、チョウゲンボウの出現はなく、また営巣可能な環境も見られなかった。また、ミサゴ、ハヤブサ及びカルガモを確認したが、ミサゴは大和川上空の確認で、ハヤブサは若鳥で、成鳥や幼鳥ではなかった。カルガモについては、カルガモの営巣可能な環境は見られたものの、カルガモの確認は少なく、また確認されたカルガモはいずれも成鳥であった。以上のことから、事業計画地において繁殖活動を行っている可能性は低いと考えます。

- 以上より、陸域生態系を環境影響評価項目として選定しないことについては、特段の問題はないと考えられる。

⑧ 文化財

- 文化財については、事業計画地には指定文化財はないこと、事業計画地は周知の埋蔵文化財包蔵地ではないことから、環境影響評価項目として選定されていないが、特段の問題はないと考えられる。
- 以上より、環境影響評価項目の選定については、特段の問題はないと考えられる。